

## スポーツ事業に係る後援名義使用に関する事務取扱要項

### (目的)

第1条 この要項は、スポーツの普及・振興等を目的とした事業（他課の所管に属するもの、教育委員会の所管に属するものを除く。）について、後援を承認することに関し必要な事項を定める。

### (後援の承認基準)

第2条 後援の申請があった場合には、次に掲げる基準により審査のうえ、適当と認められる場合に承認することができる。

(1) 主催者が次のいずれかに該当すること。

- ア 国、地方公共団体、これらに準ずる団体
- イ スポーツの普及又は振興を主たる目的とする活動実績を有する団体であって、事業遂行能力が十分であると認める団体
- ウ その他適当と認める団体

(2) スポーツの普及・振興等に貢献すると認められる事業であって、かつ、次の全てを満たすこと

- ア 公共性を有するもの
- イ 営利を目的としないもの
- ウ 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないもの
- エ 特定の主義主張の浸透を図ることを目的としないもの
- オ 民間企業が行う場合には、県政運営上有益であると認められるもの
- カ 事業内容が法令等に違反していないもの、また、公序良俗に反していないと認められるもの
- キ その他、後援することが適当と認められるもの
- ク 行事等の登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りがないよう努められているもの

### (申請手続き)

第3条 主催者は、原則として事業開始1ヶ月前までに必要事項（開催趣旨、大会名称、主催、後援、期日、会場、内容など）を記載した申請書を提出するものとする。なお、申請書には、次に掲げる関連資料を添付するものとする。

- ア 団体概要（設立目的及び活動内容）
- イ 事業概要（事業内容・参加料等を盛り込んだ実施要領・企画書、予算書）
- ウ 表彰者を決定する方法を記載した書類

エ その他必要と認める書類

(事業報告書)

第4条 事業終了後に主催者は、実績報告書を提出するものとする。